

報道機関各位

文化財課 文化財係

タイトル 赤穂市指定文化財の指定について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂市指定文化財の指定について
日時	令和6年3月29日告示予定
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと） 赤穂市文化財保護審議会から「光明寺町石〈こうみょうじ ちょうせき〉」及び「赤穂西浜関係資料〈あこうにしはまかんけいしりょう〉」を赤穂市指定文化財に指定（光明寺町石は追加指定）するよう答申があり、3月27日の教育委員会で承認されました。なお、赤穂市指定文化財の指定は3月29日の告示予定です。 今回の指定により、市指定文化財は合計54件、有形文化財の歴史資料は13件となります。	
問い合わせ先	部課係名：文化財課文化財係 担当者名：荒木 電話：0791-43-6962 内線（ 2326 ） FAX：0791-43-6895

○添付資料 有 無 ○ホームページへの掲載 有 無 ○議会報告 有 無

赤穂市指定文化財の指定について

1 指定年月日（告示日・予定）

令和6年3月29日

2 指定件数

区 分	種 別	件 数
有形文化財	歴史資料	2
合 計		2

3 赤穂市指定文化財指定物件一覧表

区 分	種 別	名 称	数 量	所 在 地	所 有 者
有 形 文化財	歴 史 資 料	光明寺町石 (指定番号39) ※追加指定	8点 ※今回追加 指定は2点	赤穂市有年櫓 原1164番 地1	光明寺 赤穂市 ※今回追加指 定は赤穂市
		赤穂西浜関係資料 (指定番号64)	7,918点	赤穂市上仮屋 916番地1	赤穂市

4 その他参考事項

赤穂市の指定文化財（令和6年3月29日現在）

国指定 8件

県指定 14件

市指定 54件

有形文化財（歴史資料）

1 名 称	光明寺町石 2点（追加指定）
2 所在地	赤穂市有年櫛原 1164 番地 1（赤穂市立有年考古館）
3 所有者	赤穂市
4 管理者	赤穂市

町石とは寺社の参道に立てられた石塔で、一般的には一町（約 109m）毎に置かれており、参詣者の便に供するものとしていた。その形状は多くが笠塔婆ないし長脚五輪卒塔婆としており、また方柱状の塔身上端部に仏像や種子を彫り、経文の一部が彫られていることから、仏塔としての性格も色濃く有する。

光明寺は黒沢山と号する真言宗の山岳寺院で、南北朝期に書かれた『峰相記』にも記載される古刹である。中世において、その参道には上述の町石が立てられていた。いずれもすでに原位置は失われているが、これまでに 6 基の町石の存在が知られており（光明寺奥の院に 4 基、有年考古館に 2 基）、いずれも赤穂市指定有形文化財（歴史資料）に指定されている（平成 13 年 12 月指定）。これらの指定後、新たに赤穂市に寄贈された町石 7、及び有年考古館収蔵品のなかから発見された町石 8 がある。

光明寺町石 7 は、頂部に五輪塔の水輪・火輪・風輪・空輪を乗せ、以下、地輪を方柱状に長く伸ばして塔身とする、いわゆる長脚五輪卒塔婆形式である（既存の町石も、頂部の形態が不明の 1 基を除いて同じ形式）。花崗岩製で、全高 104.5cm を測る。内訳は、空輪部 5.5cm、風輪部 3.5cm、火輪部 11.5cm、水輪部 13.5cm、地輪部（塔身部）50.0cm 埋（い）け込み部（根部）20.5cm となる。

地輪部（塔身部）の正面に三行の銘文があり、中央に大きく「五百弟子受記品第八」と法華経の經典名が彫られ、その向かって右脇に「法有普□界（□は法と推定）（法、普く法界にあり）」とあり、また左脇には「為□□衆生（□□は法界と推定）」と彫られている。この左脇のものは「（この造塔による功德が）この世界の全ての衆生に及びますように」という意の、石造物銘文によく見られる定形句である。

製作技術について見ると、埋け込み部（根部）は粗ハツリ（細部の調整無し）のままとし、重みを持たせて地中での安定性を考慮している。一方、地輪部（塔身部）以上は全体的に丁寧なノミ切り加工が施されている。なお上述の銘文が彫られている部分も含め、水磨きは施されていない。

頂部五輪形の形態的特徴として、水輪は卵形を呈する。火輪の軒は隅反りで、上端の曲線は自然で美しい。風輪は背の低い皿型、空輪も高さは無いが、側面の曲線は滑らかである。こうした頂部五輪形の造形は既知の 6 基の町石の中では、光明寺町石 6 に最も近似する。またこの両者は、法華経の經典名を銘文中に含むという共通点がある。

この光明寺町石 6 と今回確認された光明寺町石 7 の製作技術は、他の光明寺町石より圧倒的に優れており、その製作時期がそれらより遡ることを示している。従来、光明寺町石は

室町中期（中世後期）の製作だと推定されているが、この光明寺町石 7（および光明寺町石 6）の製作時期については鎌倉後期～南北朝期（中世後期）に遡るものと考えてよいだろう。

光明寺町石 8 は、形式は他の町石と同じ長脚五輪卒塔婆だと思われるが、頂部の水輪以上（火輪・空風輪）は欠損している。さらに地輪部（塔身部）の下半はやはり欠損しており、遺存しているのはその上半部分のみで、現存高は 23.0cm を測る。正面に「自光明寺十二」の銘文があり、「光明寺より十二町」の意だと思われる。全体的に丁寧なノミ切り仕上げとなっており、銘文の彫られている面も含め、水磨きは施されていない。

今回新たに確認された光明寺町石 7 は製作技術や姿の美しさにおいて従来知られていた光明寺町石の大半を凌駕しており、その造立時期は中世前期まで遡る可能性が高い。また、銘文からは法華經の功德を遍く衆生に行き渡らせることを意図して造立されたことが見て取れる。すなわち光明寺町石 7 は石造美術として優れているのみならず、銘文より当時のこの地方の信仰の一端にも触れることができる歴史資料であり、赤穂市指定文化財にふさわしい石造物だと思われる。一方、光明寺町石 8 は頂部の五輪形が失われているため形式的な検討はできず、製作時期については不明であるが、銘文より考えて、光明寺町石の一つであることは疑いがない。光明寺町石に関しては、本事例も含め現時点で 8 例しかないためその存在は貴重である。

なお光明寺町石 7 は銘文中に町数の記載は見られないが、町石事例としては最古級となる熊野街道笠塔婆は、関連する文献から町石であることが明らかな事例にも関わらず銘文中に町数は刻まれていない。また高野山町石の起点として知られる慈尊院の近隣にある長脚五輪卒塔婆にも銘文中に町数は見られないが、型式的に見て高野山町石と同様の性格を持つ石塔であることは明らかである。また光明寺町石においても、平成 13 年に指定を受けている町石のうち 1 基（町石 1）には町数を示す銘文はない。よって当該事例（光明寺町石 7）を町石と呼称することについて、問題はないものと思われる。

光明寺町石 赤穂市指定文化財の追加指定にかかる経過

時 期	内 容
平成13年12月19日	光明寺町石6基が赤穂市指定有形文化財(歴史資料)に指定。
平成23年5月20日	有年考古館が赤穂市に寄贈されるにあたり、有年考古館所蔵の光明寺町石2基が赤穂市所有となる。
平成26年12月7日	赤穂市教育委員会が有年考古館整理中に光明寺町石8を発見。
平成30年7月31日	赤穂市教育委員会が光明寺周辺で光明寺町石7を確認。
平成30年10月29日	所有者より、光明寺町石7が赤穂市に寄贈される。
平成30年11月8日	赤穂市から追加指定申請書が赤穂市教育委員会に提出される。
平成30年11月20日	赤穂市教育委員会が文化財保護審議会へ諮問。
令和元年1月28日	赤穂市文化財保護審議会が開催され、調査委員(篠宮欣子委員)を決定。
(新型コロナウイルス感染症に伴う予防措置により、調査事業を中止)	
令和3年3月17日	調査委員による調査を実施。
令和4年10月27日	赤穂市文化財保護審議会が開催され、詳細調査のため臨時委員(山川均臨時委員)を決定。
令和5年1月1日	山川均氏を臨時委員に委嘱。
令和5年9月1日	臨時委員による詳細調査。
令和5年9月7日	臨時委員から調査報告書の提出受理。
令和6年1月24日	赤穂市文化財保護審議会が開催され、追加指定を承認。
令和6年3月4日	赤穂市文化財保護審議会から赤穂市教育委員会へ答申。
令和6年3月27日	赤穂市教育委員会において追加指定の議決。
令和6年3月29日	告示により追加指定(予定)。

【右面】



【正面】



【左面】



【背面】



五百弟子授記品第八
為法界衆生
法有普法界

光明寺町石 7



【右面】



【正面】



【左面】



【背面】



自光明寺十二

有形文化財（歴史資料）

1 名 称	赤穂西浜関係資料 7, 918点
2 所 在 地	赤穂市上飯屋916番地（赤穂市立歴史博物館）
3 所 有 者	赤穂市
4 管 理 者	赤穂市

塩は、私たちの生活に欠くことのできないものである。生活必需品を送る道のことを塩の道といい、人々の生活する物資流通が送られるぎりぎりの場のことを塩尻といわれるように、塩は生活必需品の代名詞として使われていた。日本は四面が海に囲まれているため、海水から塩を採取することは可能だが、瀬戸内地方で塩が製塩地帯となるのは、17世紀以降の入浜塩田が築造されてからのことである。入浜塩田の歴史は、兵庫県高砂の荒井浜など上灘目地方の塩浜が早いと言われる。赤穂塩田は、これらの地域の浜人が移住して築造された、しかも整備した入浜塩田である。赤穂では古くから塩づくりはなされていたが、入浜塩田として整備されるようになるのは、浅野長直が常陸笠間から赤穂藩主として転封してからのことである。以来、赤穂塩は、全国に送られる。特に江戸、大坂などの大市場において、赤穂塩は「赤穂」「あこう」「あこ」などという表記で記され、当時の人々にも、赤穂は塩の代表的な産地として知られている。以来、現在に至るまで、「赤穂の塩」は、日本を代表する塩として知られたところである。

本史料群は、平成29年12月1日に株式会社日本海水より寄贈を受けた、総点数7,918点に及ぶ旧赤穂西浜塩業組合に関する史料群である。

明治38（1905）年の塩専売法施行に伴い、赤穂には大蔵省赤穂塩務局（3等級）が特設され、赤穂の製塩業者を管理監督することになった。当時、地主、自作や小作が加入した赤穂製塩同業組合はすでにあったが、明治43（1910）年2月に加里屋、塩屋の製塩業者が新浜、尾崎の製塩業者と分離して設立したのが赤穂西浜塩業組合である。

赤穂西浜塩業組合は、塩の代納、労働者管理と賃金規定、石炭計量の監督などを事業としていた。その後、大正9（1920）年には塩屋塩業組合などと合併して赤穂西浜信用購買利用組合となる。昭和34（1959）年の第三次塩業整備のとき、日本専売公社は生産性の低い西浜塩業組合に対し、自主廃業または経営改善を勧告した。このとき、西浜塩業組合は廃業ではなく、経営改善で対応する。昭和35年（1960）5月、赤穂海水株式会社を創設する。その後、昭和47（1972）年、赤穂海水化学工業株式会社は全国第1号のイオン交換膜製塩の許可を受けた。現在、株式会社日本海水として製塩が続けられている。

本史料の内訳は、図面1,545点（測量図523点、設計図880点のほか建物配置図、工程図、グラフなど）、書類415点（2,259頁）、写真5,958点（ネガ1,967点、紙焼き3,958点など）である。昭和20年代後半～40年代のものが中心である。昭和50年代以降のものは現在も株式会社日本海水が保有している。

本史料群の中心は、昭和20年代後半から30年代初頭にかけて行われた流下式塩田工事およびその前後の図面、写真である。裏面に説明が付されているものも多くある。工事現場を示す史料だけでなく、空中写真などもあり、当時の赤穂塩田の様子が判明する。

日本塩業は塩田塩業といわれ、濃い塩水を塩田から採取する採鹹（さいかん）作業と、濃い塩水を煮炊きする煎熬（せんごう）作業の二つの工程によってなされるが、この時期

までに、煎熬作業（煎熬工場）は真空式製塩工場が各地に設立されていた。それに対し採鹹作業については、全国的に江戸時代以来の入浜塩田によって行われており前近代的といわれていた。その意味で、流下式塩田への転換は採鹹作業の近代化と言われる。

流下式塩田への転換工事は、塩田塩業の近代化を意図して日本専売公社の主導で、瀬戸内塩田を対象に昭和 28（1953）年から 33（1958）年にかけて行われた。流下式塩田とは、粘土層にした塩田の上に砂地を敷き詰め、海水を流下させ、そのヤグラに篠を張り巡らせた枝篠架に海水をかけて自然乾燥させることによって、塩分濃度を高める設備である。流下式塩田とすることで、塩田で作業する浜子は不要となった。それに伴い、それまでの主流を占めていた入浜塩田、揚浜塩田は終焉を遂げることとなる。これにより入浜が 1 ヘクタール当たり年間 120 トン程度生産していたのに対し、200 トンから 400 トンと約 2 倍以上生産された。さらに、1 ヘクタール当たり 6 人から 8 人程度の浜子が必要だったのに対し、海水、鹹水を操作する人員が必要だけで、1 ヘクタールだと 0.5 人程度しか必要としなくなったのである。なお、その後、イオン交換膜法製塩法が開発され切り替えられることで、流下式塩田による製塩法は昭和 47（1972）年で終焉を遂げることになる。

流下式塩田転換の経緯は、日本専売公社編『塩業整備報告（全 2 巻）』（1966 年）、日本専売公社編『第四次塩業整備事績報告』（1973 年）によって大要を知ることができる。また、当時の経営関係史料などは各地に残されているが、本史料のように転換工事そのものを具体的に知ることでできるものは稀有である。しかも、代表的な塩産地である赤穂に残されていたことは極めて重要な意味があるといえるだろう。

特に設計図の原図や、ブローニーフイルムによる工事写真フィルム及び紙焼きが多く含まれていることが特徴で、当該期における近代製塩技術を研究するうえで貴重な史料である。とりわけ、入浜塩田から流下式塩田に移行する過程でいかなる産業技術を転用しているか、当時の産業技術をどのように応用しているかを知る上でも重要である。

現在、市所有の赤穂塩業に関する主な資料として、東浜については近世主体の「田淵家文書」及び近現代の「赤穂東浜信用購買利用組合文書」が、西浜については近世～近代主体の「真光寺旧蔵柴原家文書」があり（いずれも赤穂市指定有形文化財）、本資料が西浜の近現代をカバーすることにより、赤穂塩田の基礎資料が揃ったことになる。

赤穂西浜塩田資料 内訳

(1) 図面 1,545 点

測量図 523 点、設計図 880 点、建物配置図 107 点、グラフ 23 点、工程図 4 点、
地図 3 点、その他図面 3 点、計画図 1 点、工事实績図 1 点

(2) 書類等 415 点・2,259 頁

書類 347 点、冊子 16 点、パンフレット 12 点、封筒 11 点、空封筒 11 点、
その他紙 7 点、空ネガ・プリント袋 6 点、他社図面 4 点、ビニール袋 1 点

(3) 写真 5,958 点

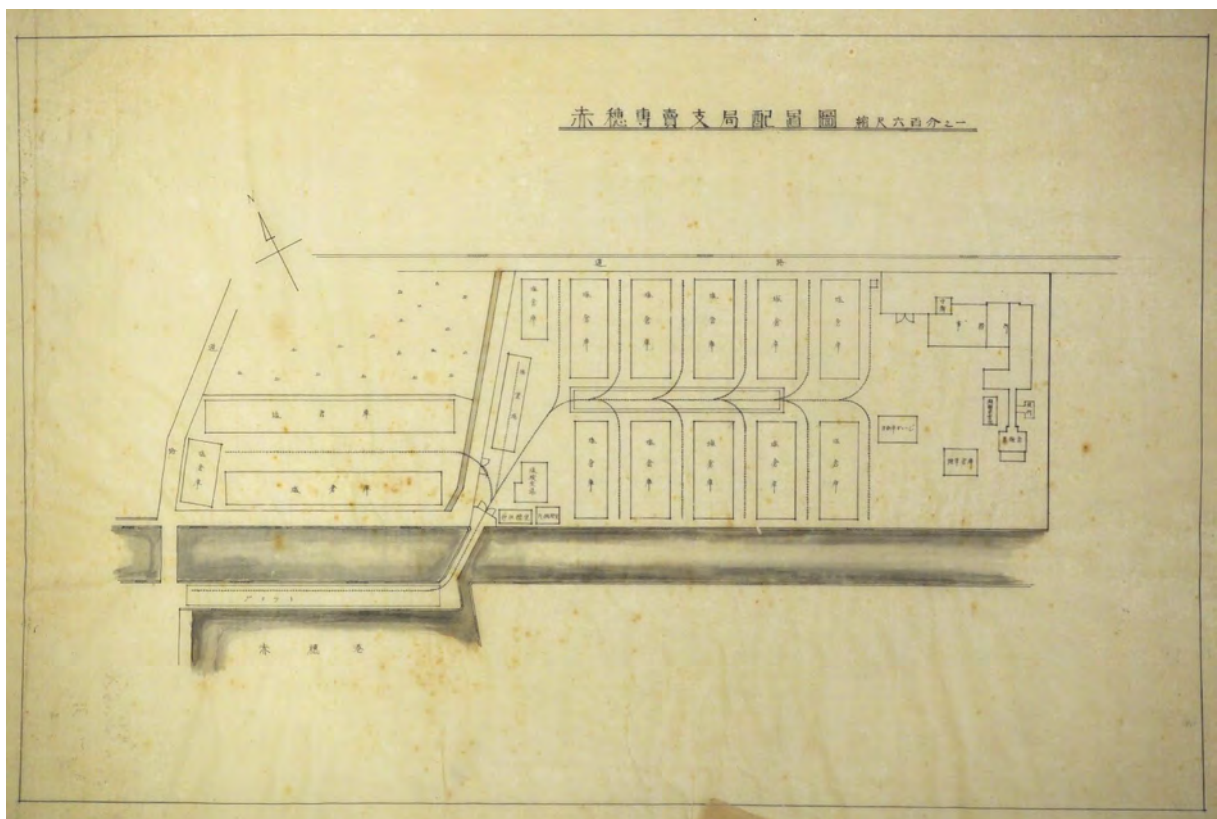
ネガ 1,967 点、紙焼き 3,958 点、OHP プリント 19 点、ポジ 13 点、パノラマ写真 1 点

赤穂西浜関係資料 赤穂市指定文化財の指定にかかる経過

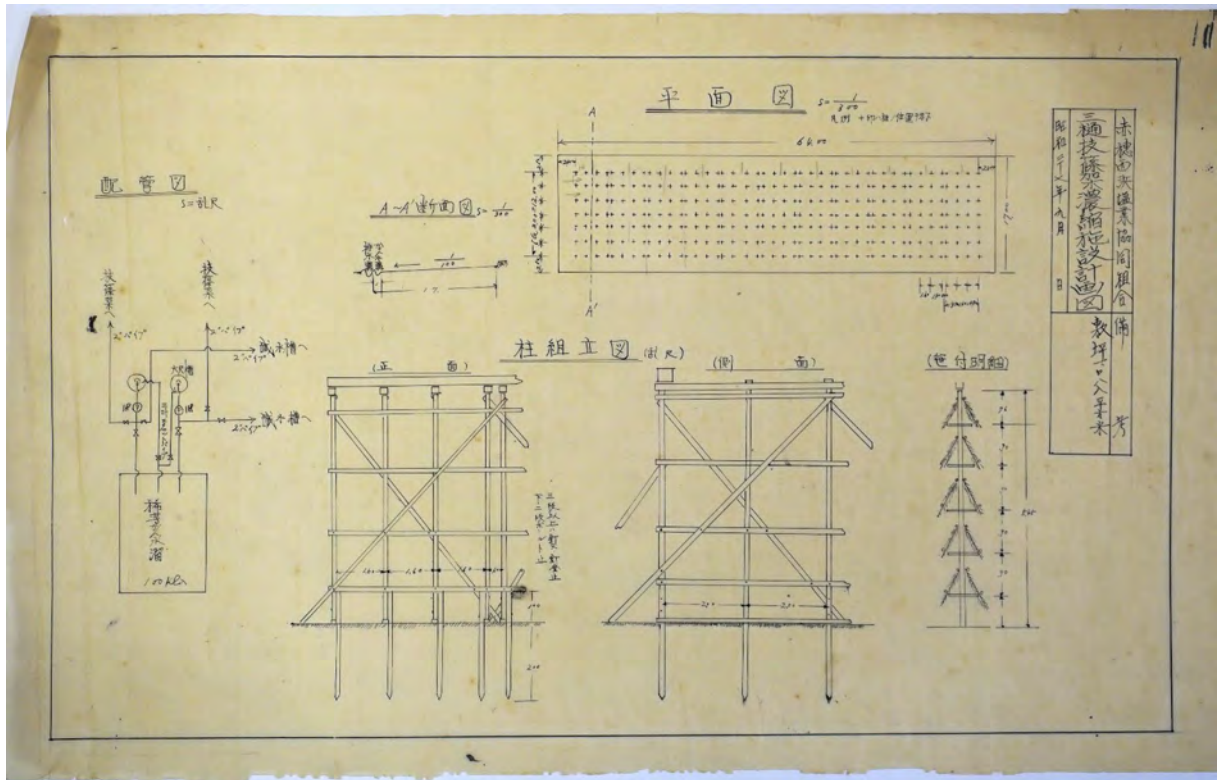
時 期	内 容
平成29年7月3日	赤穂市教育委員会が株式会社日本海水社屋内で資料を発見。
平成29年12月1日	所有者より、資料が赤穂市に寄贈される。
平成元年10月9日～ 令和2年3月27日	赤穂市日本遺産推進協議会事業により、台帳作成。
令和2年7月30日～ 令和3年3月29日	赤穂市日本遺産推進協議会事業により、デジタル化。
令和3年8月17日～ 令和4年3月25日	赤穂市日本遺産推進協議会事業によりアーカイブサイト「赤穂の塩づくりの記憶」制作。
令和4年6月9日	アーカイブサイト「赤穂の塩づくりの記憶」正式公開。
令和4年9月6日	赤穂市から指定申請書が赤穂市教育委員会に提出される。
令和4年9月28日	赤穂市教育委員会が文化財保護審議会へ諮問。
令和4年10月27日	赤穂市文化財保護審議会が開催され、詳細調査のため臨時委員(落合功臨時委員)を決定。
令和5年1月1日	落合功氏を臨時委員に委嘱。
令和5年3月7～8日	臨時委員による詳細調査。
令和5年3月30日	臨時委員から調査報告書の提出受理。
令和6年1月24日	赤穂市文化財保護審議会が開催され、指定を承認。
令和6年3月4日	赤穂市文化財保護審議会から赤穂市教育委員会へ答申。
令和6年3月27日	赤穂市教育委員会において指定の議決。
令和6年3月29日	告示により指定(予定)。



赤穂西浜関係資料(赤穂市街地地図)



赤穂西浜関係資料(赤穂専売支局配置)



赤穂西浜関係資料(昭和27年9月三穂枝篠架濃縮施設設計画図)



赤穂西浜関係資料(枝条架立ち上げ時写真)

赤穂市指定文化財一覧

令和6年3月29日現在

国指定文化財 8件					
区分	種別	文化財の名称	数量	所有者	指定年月日
有形文化財	彫刻	木造千手観音坐像	1躯	普門寺	S. 15. 10. 14
民俗文化財	有形民俗文化財	赤穂の製塩用具	237点	赤穂市 (管理者)歴史博物館	S. 44. 4. 12
	無形民俗文化財	坂越の船祭	—	坂越の船渡御祭保存会	H. 24. 3. 8
記念物	史跡	大石良雄宅跡	3, 796. 12m ²	赤穂大石神社 (管理団体)赤穂市	T. 12. 3. 7 S. 5. 5. 16
		赤穂城跡	190, 405. 17m ²	(管理団体)赤穂市	S. 46. 3. 31 S. 52. 3. 7 H. 15. 8. 27 (追加指定)
	名勝	田淵氏庭園	4, 384. 28m ²	個人	S. 62. 5. 25 H. 18. 7. 28 (追加指定)
		旧赤穂城庭園 本丸庭園 二之丸庭園	24, 912. 58m ²	赤穂市	H. 14. 9. 20
	天然記念物	生島樹林	80, 974m ²	大避神社	T. 13. 12. 9

指定の解除

区分	種別	文化財の名称	数量	所有者	認定年月日
文化財保存技術		建造物彩色	1人	保持者 山崎昭二郎	S. 54. 4. 21 解除年月日 H. 5. 5. 28 死亡

国選択 1件

	選無形民俗文化財	坂越の船祭り (記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択)	—	坂越大避神社氏子会	H. 4. 2. 25
--	----------	--------------------------------------	---	-----------	-------------

県指定文化財 14件

区分	種別	文化財の名称	数量	所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	旧日本専売公社 赤穂支局 (赤穂市民俗資料館)	3棟	赤穂市	S. 61. 3. 25 指定番号197
	考古資料	地藏立像板碑	1基	赤穂市 (管理者) 有年檜原中所地区	S. 62. 3. 24 指定番号44
		銅鐸铸型片	1口	赤穂市 (管理者)歴史博物館	H. 5. 3. 26 指定番号63
民俗文化財	有形民俗文化財	船祭り祭礼用和船 (付船倉1棟)	6隻	大避神社	S. 60. 3. 26 指定番号34
	無形民俗文化財	赤穂宝専寺 恵比寿大黒舞	—	宝専寺恵比寿 大黒舞保存会	S. 47. 3. 24 指定番号14
		赤穂八幡宮獅子舞	—	尾崎獅子舞保存会	H. 17. 3. 18 指定番号41
記念物	史跡	みかんのへた山古墳	1基	大避神社	S. 50. 3. 18 指定番号45
		蟻無山古墳	1基	個人	S. 50. 3. 18 指定番号46
		野田2号墳	1基	須賀神社 (管理者) 有年檜原野田地区	S. 61. 3. 25 指定番号69
		木虎谷2号墳	1基	個人	H2. 3. 20 指定番号76
		塚山6号墳	1基	個人	H. 2. 3. 20 指定番号77
		有年原・田中遺跡	6, 188m ²	赤穂市	H. 2. 3. 20 指定番号78
		東有年・沖田遺跡	6, 533m ²	赤穂市	H. 4. 3. 24 指定番号85
		黒崎墓所 (附)黒崎墓所記・ 妙道寺過去帳 1冊	188m ² のうち 131. 82m ²	赤穂市	H. 4. 3. 24 指定番号86

市指定文化財 54件

区分	種別	文化財の名称	数量	所有者	指定年月日	
有形文化財	絵画	六道絵	16幅	誓教寺	H. 19. 3. 30 指定番号50	
		女房三十六歌仙画帖	1帖	教育委員会 (管理者)田淵記念館	H. 21. 4. 20 指定番号53	
		仏涅槃図	1幅	個人	H. 26. 3. 31 指定番号58	
		当麻曼荼羅図	1幅	個人	H. 26. 3. 31 指定番号59	
	彫刻	木造不動明王立像 (光背を含む)	1躯	神護寺 (管理者)如来寺	S. 56. 9. 1 指定番号1	
		木造毘沙門天立像	1躯	神護寺 (管理者)如来寺	S. 56. 9. 1 指定番号2	
		木造菩薩立像	2躯	大津八幡神社 (管理者)歴史博物館	S. 59. 3. 31 指定番号5	
	古文書類	船賃銀定法 (付)大西家文書一括	1面	個人	H. 7. 5. 25 指定番号18	
		真殿村検地帳 (付)真殿村方文書一括 (村301点)(自治会227点)	12冊 (528点)	真殿自治会 (管理者)赤穂市	H. 9. 3. 31 指定番号27	
		檜原村文書及び 檜原自治会文書 (村1,083点)(自治会1,375点)	2,458点	赤穂市・有年檜原自治会 (管理者)赤穂市	H. 10. 4. 27 指定番号30	
		原村文書	一括	有年原自治会 (管理者)赤穂市	H. 12. 3. 31 指定番号38	
		田淵家文書	一括	赤穂市教育委員会 (管理者)田淵記念館	H. 17. 3. 24 指定番号44	
		真光寺旧蔵・柴原家文書	一括	赤穂市教育委員会	H18. 3. 30 指定番号48	
		建造物	花岳寺山門	1棟	花岳寺	H. 1. 3. 30 指定番号13
	旧坂越浦会所		1棟	赤穂市	H. 4. 4. 30 指定番号17	
	妙見寺観音堂		1棟	妙見寺	H. 9. 3. 31 指定番号28	
	近藤源八宅跡長屋門		1棟	赤穂市	H. 10. 4. 27 指定番号31	
	石造宝篋印塔		1基	光明寺	H. 11. 11. 19 指定番号32	
	石造題目笠塔婆		1基	光明寺	H. 11. 11. 19 指定番号33	
	石造五輪塔		1基	個人	H. 11. 11. 19 指定番号34	
	石造宝篋印塔		1基	赤穂市	H. 12. 3. 31 指定番号36	
	有年家長屋門		1棟	個人	H. 15. 4. 22 指定番号41	
	大蓮寺山門		1棟	大蓮寺	H. 16. 4. 20 指定番号42	
	神護寺石造物 大石良欽寄進手洗石 1基 大石良重寄進石燈籠 2基(1対)		5基	神護寺	H. 22. 8. 24 指定番号55	
	鳥井町地藏堂 (付)石造地藏坐像及び 名号石		1棟	鳥井自治会	H. 23. 3. 31 指定番号56	
	考古資料		有年考古館 収蔵考古資料	1,250点	赤穂市教育委員会	S. 63. 3. 30 指定番号10
			有年原・田中遺跡 出土柱部材	1点	赤穂市教育委員会	H. 17. 3. 24 指定番号45
		西有年・長根遺跡 出土木摺臼	1組	赤穂市教育委員会	H. 17. 3. 24 指定番号46	
		有年原・田中遺跡墳丘墓出土土器	一括	赤穂市教育委員会	H. 21. 4. 20 指定番号54	
		有年牟礼・山田遺跡方形周溝墓 群出土土器	50点	赤穂市教育委員会	R. 5. 3. 31 指定番号63	

歴 史 資 料		義士墨跡並びに 富森助右衛門筆記	2巻	赤穂市教育委員会 (管理者)歴史博物館	H. 7. 5. 25 指定番号19
		木造浅野赤穂藩主坐像 (付)厨子 3基	3軀	光浄寺 (管理者)新田自治会	H. 7. 5. 25 指定番号20
		黒尾須賀神社義士画像図絵馬 及び奉納額	50面	有年牟礼黒尾地区 (管理者)歴史博物館	H. 8. 3. 29 指定番号22
		木生谷三宝荒神社義士画像図絵 馬	48面	木生谷三宝荒神社	H. 8. 3. 29 指定番号23
		三十六歌仙絵扁額 (付)布袋図絵馬 1面	6面	周世自治会 (管理者)歴史博物館	H. 11. 11. 19 指定番号35 H20. 5. 28 (付)追加
		赤穂東浜信用購買 利用組合文書	一括	赤穂市教育委員会 (管理者)歴史博物館	H. 12. 3. 31 指定番号37
		光明寺町石	8基 (4基) (4基)	光明寺 赤穂市教育委員会	H. 13. 12. 19 指定番号39 R6. 3. 29追加指定
		前句集額	1面	大避神社 (管理者)西有年自治会	H. 14. 3. 29 指定番号40
		暦法算額絵馬	1面	大津八幡神社 (管理者)歴史博物館	H. 16. 4. 20 指定番号43
		井口半蔵・ 木村孫右衛門 連署起請文	1点	赤穂市教育委員会 (管理者)歴史博物館	H. 17. 3. 24 指定番号47
		赤穂浅野家藩札 銀拾文目札	1枚	個人	H28. 8. 31 指定番号60
		赤穂浅野家藩札 銀式分札	1枚	個人	H28. 8. 31 指定番号61
		赤穂西浜関係資料	7,918点	赤穂市教育委員会 (管理者)歴史博物館	R6. 3. 29 指定番号64
		無 形 文 化 財	工 芸 術	赤穂緞通技法	
有 形 民 俗 文 化 財	信仰に 用い られる もの	牟礼八幡神社 農耕図絵馬	1面	牟礼八幡神社	H. 7. 5. 25 指定番号21
無 形 民 俗 文 化 財	風 俗 慣 習	東有年八幡神社頭人行事 (付)東有年鎮座八幡神社祭礼絵 馬 1面	—	東有年八幡神社 頭人祭保存会	H18. 3. 30 指定番号49 H20. 5. 28 (付)追加
		赤穂八幡宮神幸式の頭人行列 (付)祭礼次第等文書 75点	—	尾崎地区自治会連合会	H. 23. 10. 5 指定番号57
		塩屋荒神社屋台行事	—	塩屋屋台保存会及び塩屋 西屋台保存会	H28. 8. 31 指定番号62
	民 俗 芸 能	鳥撫荒神社獅子舞	—	天和獅子舞保存会	H. 8. 3. 29 指定番号25
		坂越盆踊り	—	坂越盆踊り保存会	H19. 3. 30 指定番号51
		赤穂浜鋤き唄	—	赤穂浜鋤き唄保存会	H19. 11. 22 指定番号52
史 跡	遺 物 包 含 地 の 遺 跡 其 他	尾崎・大塚古墳 (付)出土遺物12点及び 『字大塚古墳調査書類綴』	1基	赤穂市	H. 8. 3. 29 指定番号26
		伝大石良雄仮寓地跡	1,643.46㎡	赤穂市	H. 9. 3. 31 指定番号29
選 定 保 存 技 術	工 芸 術	三味線製作技法	1人	保持者 目坂進	H. 7. 5. 25 認定番号5

指定の解除

区分	種別	名称	数量	所有者	認定年月日
選 定 保 存 技 術	工 芸 術	赤穂緞通の織方技法	1人	(保持者) 山本マサノ	S. 59. 3. 31 認定番号2 解除年月日 H. 14. 9. 15 死亡
選 定 保 存 技 術	工 芸 術	播州箕・竹籠類 編方技法	1人	(保持者) 谷本拙三	H. 7. 5. 25 認定番号6 解除年月日 H. 15. 7. 31 死亡
選 定 保 存 技 術	工 芸 術	三味線製作技法	1人	(保持者) 目坂五郎	H. 7. 5. 25 認定番号5 解除年月日 H. 19. 2. 2 死亡
選 定 保 存 技 術	工 芸 術	和船建造の技術	1人	(保持者) 湊隆司	S. 59. 3. 31 認定番号3 解除年月日 H. 26. 5. 21 死亡

選 保 技	定 存 術	工 技	芸 術	赤穂緞通の織方技法	1人	(保持者) 阪口キリエ	S. 59. 3. 31 認定番号1 解除年月日 H. 29. 9. 17 死亡
選 保 技	定 存 術	工 技	芸 術	宮大工の技術	1人	(保持者) 和田貞一	H. 12. 3. 31 認定番号7 解除年月日 R5. 12. 21 死亡